

令和3年度高知県建設業デジタル化促進モデル事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、令和3年度高知県建設業デジタル化促進モデル事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県内における建設業従事者の少子高齢化及び後継者不足等による深刻な担い手不足への対応並びに早期の災害復旧に向けた地域防災力の強化等を図るため、建設業デジタル化促進モデル事業を推進し、建設業者が行うICT等を活用した施工現場の生産性向上への取組に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者)

第3条 当該事業の補助金の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号の全てに該当する者をいう。

- (1) 令和3年度高知県建設工事入札参加資格者名簿（県内）の土木一式工事に掲載されている者
- (2) 高知県内に主たる営業所を有する建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいう。）
- (3) 県税の滞納がない者

(補助対象経費)

第4条 当該事業の補助対象経費は、補助事業者が行う別表第1に定める事業に必要な経費であって、別表第2に掲げる事業ごとの経費のうち、知事が必要かつ適当であると認められるものを対象とする。

(補助率及び補助限度額)

第5条 前条の規定による補助対象経費に対する補助率は2分の1以内とし、補助限度額は事業ごとに別表第1に定める金額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式により知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、当該補助業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると

認めるときを除く。

2 知事は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ別記第2号様式を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
 - (ア) 補助事業の内容又は別表第2に記載した経費区分の配分を変更しようとするとき。
 - (イ) 補助対象経費の増額若しくは30パーセントを超える減額をしようとするとき。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記第4号様式により知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、任意の様式により事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (9) 補助事業者は、前項の規定による補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかでない場合は、この限りでない。
- (10) 補助事業者は、事業計画書に記載の事業を実施した場合は、現場見学会等を実施し、補助事業に関する効果及び目標の達成状況を発注者及び他の事業者に対して、補助事業の交付決定の年度から起算して3年の間に発表しなければならないこと。
- (11) 補助事業者は、高知県から補助事業に関する成果発表等の依頼があった場合は、補助事業の交付決定の年度から起算して3年の間に発表しなければならないこと。なお、発表資

料等については、県のホームページで公表するものとする。

(12) 補助事業者は、高知県が依頼する補助事業に関するアンケートを補助事業の交付決定の翌年度から起算して5年間は毎年提出しなければならないこと。

(補助事業の遂行状況報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について、知事が必要があると認めた場合は別記第5号様式により知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した場合又は第8条第1項第3号の規定による補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた場合は、補助事業の完了の日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の2月26日のいずれか早い日までに別記第6号様式により知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 事業実施に要した経費を判別することができる請求書及び領収書の写し

(2) 実施した補助事業の内容が分かる資料(写真、図面等の書類及び電子データ一式)

3 補助事業者は、第8条第1項第9号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第8条第1項第9号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第7号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容(第8条第1項第1号の規定による承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付の決定額と補助金の確定額とが相違する場合は、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、別記第8号様式による補助金精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 知事は、前条の規定による請求があった場合は、補助金を交付するものとする。

(報告)

第 14 条 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、毎会計年度終了後 2 月以内に、補助事業に係る過去 1 年間の事業実施状況について、別記第 9 号様式による事業実施報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第 15 条 知事は、第 8 条第 1 項第 3 号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次のいずれかに該当する場合には第 7 条第 1 項の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(5) 補助事業者が、別表第 3 に掲げる事項に該当した場合

2 知事は、前項の返還を命ずる場合には、前項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第 16 条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうちその他の第三者の秘密情報（事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表及び漏えいをしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員若しくは従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

(情報の開示)

第 17 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第 18 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月19日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条第5号から第12号まで、第10条第4項及び第14条から17条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第4条、第5条関係）

対象事業		補助限度額
(i)	チャレンジ型（ICT活用工事未経験者によるデジタル化の取組）	200万円
(ii)	ステップアップ型（更なる生産性向上に向けたデジタル化の取組）	500万円

別表第2（第4条、5条関係）

対象事業	経費区分	内容	
別表第1の(i)又は(ii)	① ICT建設機械導入費	施工現場の生産性向上に資するICT建設機械等の購入に必要な経費	機器購入費
	② ICT測量機器導入費	施工現場の生産性向上に資するICT測量機器（遠隔臨場機器含む）の購入に必要な経費	機器購入費
	③ソフトウェア等導入費	施工現場の生産性向上等に資するソフトウェアやパソコン、パワーアシストスーツ等の購入に必要な経費	ソフトウェア導入費 機器購入費
	④講習等研修費	ICT施工の推進に資する機器操作指導やセミナーの受講等に必要な経費	研修参加費 専門家謝金（受講料、会場使用料、講師旅費等を含む。）

（注）上記の経費は、いずれも既存事業部分と経理上明確に区分することができるものに限る。

別表第3（第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。